返還額の利子等について

退職一時金の返還額は次の算式により計算されます。

なお、利子については、退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じた複利計算の方法によるものとして、下表の利率とされています。

（一元化法附則第 39 条、第 40 条、一元化国共済経令第 14 条）

返還額 ＝ 退職一時金受給額 ＋ 利子相当額

退職一時金を返還する場合の利子対象期間及び利率

利子の対象となる期間	利率
一時金の支給を受けた月の月の翌月から 平成 13 年 3 月までの期間	5.5%
平成 13 年 4 月から平成 17 年 3 月までの期間	4.0%
平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月までの期間	1.6%
平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの期間	2.3%
平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの期間	2.6%
平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの期間	3.0%
平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までの期間	3.2%
平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの期間	1.8%
平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの期間	1.9%
平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの期間	2.0%
平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの期間	2.2%
平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの期間	2.6%
平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの期間	1.7%
平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの期間	2.0%
平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの期間	2.4%
平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの期間	2.8%

〈凡例〉

一元化法附則…… 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号）による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）の附則

一元化国共済経令… 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 345 号）